

# 青森労働局版第8次粉じん障害防止総合対策のポイント

(平成25年度～平成29年度)

この対策は、国が定める「第8次粉じん障害防止総合対策」を推進するために、青森労働局が重点的に取り組む事項を定めたものです。

## 1 総合対策の目的

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するためには、法令で規定する措置を講じることはもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等の自主的な取組を推進することが望まれます。

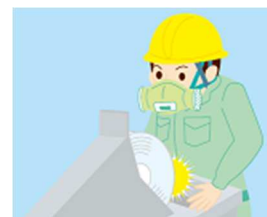
これら事業者が講ずべき措置等の実施を推進するため、次のとおり対策の重点事項等を定める等より、その周知及び実施の徹底等を図り、もって、粉じん障害防止対策のより一層の推進を目的とするものです。

## 2 総合対策の主な重点事項

アーク溶接作業(裏面参照)と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策



金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策



ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策



離職後の健康管理



離職者の  
ガイドブック

厚生労働省

## 3 青森労働局及び各労働基準監督署における実施事項

集団指導、個別指導、監督指導等の実施  
計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施  
電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨  
関係団体等に対する指導等の実施  
ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施  
中小規模事業場への支援  
総合対策の評価

青森労働局・各労働基準監督署

## 4 具体的な実施事項

アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

- ・改正粉じん障害防止規則及び改正じん肺法施行規則の内容に基づく措置の徹底
- ・局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- ・呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- ・健康管理対策の推進
- ・じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

- ・特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- ・特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- ・局所排気装置等の適正な稼働、検査及び点検の実施
- ・作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
- ・特別教育の徹底
- ・呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- ・たい積粉じん対策の推進
- ・健康管理対策の推進

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

- ・ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底
- ・健康管理対策の推進
- ・元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

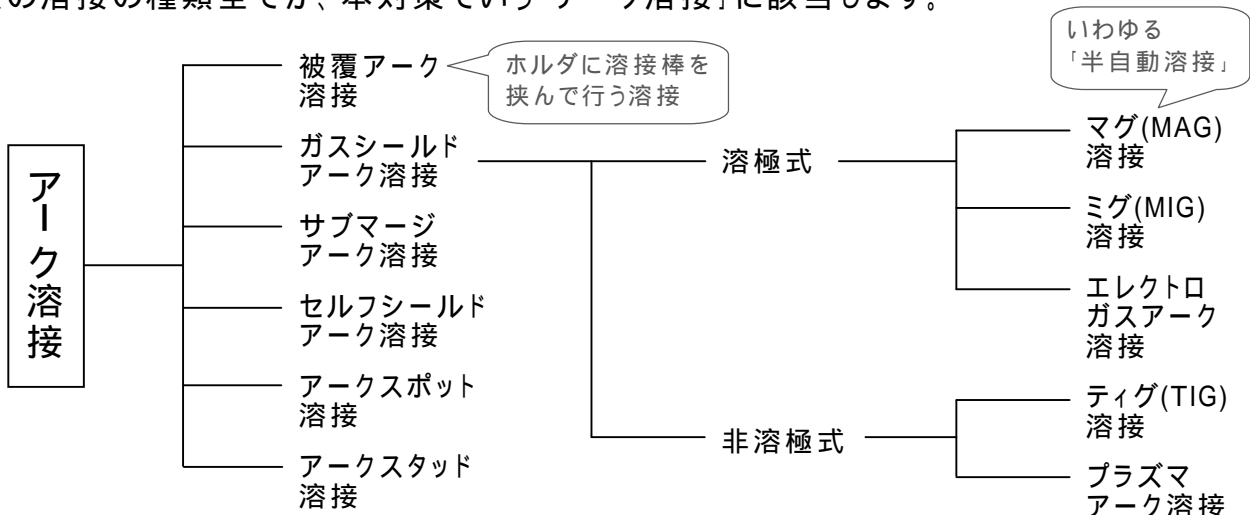
- ・上記 から までの措置に準じた粉じん障害防止対策の推進

離職後の健康管理

- ・じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対する「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」の配付とその活用

## 5 アーク溶接作業の種類

次の溶接の種類全てが、本対策でいう「アーク溶接」に該当します。



このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署までお願いします。